

# 告示

## 埼玉県告示第千三十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年九月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 届出の概要等

#### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズモール大利根

埼玉県加須市琴寄字堤二千九百四番外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前） 一万六千五百六十平方メートル

（変更後） 一万九千六十七平方メートル

駐車場の位置及び収容台数

（変更前） 位置 図面省略 収容台数 六六二台

（変更後） 位置 図面省略 収容台数 八二四台

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前） 位置 図面省略 面積 七七二平方メートル

（変更後） 位置 図面省略 面積 七六三平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前） 位置 図面省略 容量 二〇五立方メートル

（変更後） 位置 図面省略 容量 二一八立方メートル

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前） 午前八時から午後九時

（変更後） 株式会社カインズ 午前八時から午後九時

株式会社ベイシア 午前八時から午後九時

株式会社オートアールズ 午前八時から午後九時

うさぎや株式会社 午前八時から翌午前零時

物販① 午前八時から午後九時

物販② 午前八時から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前） 午前七時三十分から午後九時三十分

(変更後) 午前七時三十分から翌午前零時三十分

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 荷さばき施設① 午前七時から午後八時

荷さばき施設② 午前七時から午前八時

荷さばき施設③ 午前六時から午後八時

荷さばき施設④ 午前七時から午後八時

荷さばき施設⑤ 午前七時から午後八時

(変更後) 荷さばき施設① 午前七時から午後八時

荷さばき施設② 午前七時から午前八時

荷さばき施設③ 午前六時から午後八時

荷さばき施設④ 午前七時から午後八時

荷さばき施設⑤ 午前七時から午後八時

荷さばき施設⑥ 午前七時から午後八時

ハ 変更年月日

平成二十九年九月二十九日外

ニ 届出年月日

平成二十九年九月十五日

二 縦覧期間

平成二十九年九月二十二日から平成三十年一月二十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年九月二十二日から平成三十年一月二十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課